

横須賀学院 P. T. A. 規約

目 次

横須賀学院 P. T. A. 規約	1 頁
連絡会及び総会規約	4 頁
役員選考委員会規約	6 頁
P. T. A. 規約細則	7 頁

横 須 賀 学 院 P.T.A. 規 約

第一章 名称及び事務所

- 第 1 条 横須賀学院の各学校に P.T.A. を置き、それぞれ「横須賀学院 P.T.A. 高等学校部会」「横須賀学院 P.T.A. 中学校部会」「横須賀学院 P.T.A. 小学校部会」と称する。
2. 横須賀学院全体の連絡を緊密にするための機関を横須賀学院 P.T.A.連絡会（学院 P.T.A.）と称する。
3. 事務所は、すべて横須賀学院内に置く。

第二章 目的及び活動

- 第 2 条 各学校 P.T.A. は、児童・生徒の家庭と学校との連絡を緊密にし、横須賀学院の教育目的達成のために協力し、併せて会員相互の親睦と向上をはかることを目的とする。
- 第 3 条 前条の目的を達成するために、次の活動を行なう。
- (1) 児童・生徒の健全な教育のための諸活動。
 - (2) 横須賀学院の教育事業の改善・向上のために援助協力をする。
 - (3) 児童・生徒及び教職員の福利・厚生。
 - (4) 教職員の研究・研修への助成。
 - (5) その他、目的達成のための諸活動。

第三章 方 針

- 第 4 条 P.T.A.は教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 各学校 P.T.A. は相互に密接な連絡をとる。
 - (2) 政治活動には一切関与しない。
 - (3) 個人的営利を目的とする行為は行なわない。
 - (4) 学院の管理及び教職員の人事には干渉しない。

第四章 会 員

- 第 5 条 P.T.A.会員は、横須賀学院に在籍する児童・生徒の父母（または、これに代る保護者）及び教職員によって構成する。
- 第 6 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
- 第 7 条 会員は会費を納める。

第五章 役 員

- 第 8 条 各学校 P.T.A. に次の役員を置く。
- (1) 部 会 長 1 名 （父母）
 - (2) 副部会長 若干名 （父母・教職員）

(3) 会 計 2 名 (父母 1・教職員 1)

(4) 書 記 1 名 (教職員)

第 9 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 10 条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 部会長は、各学校 P. T. A. を代表して会務を統轄する。また、実行委員長を兼務し実行委員会を招集し、その議長となる。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職を代行する。また、実行副委員長を兼務する。

(3) 会計は予算・決算に関する財務事務を行ない、必要に応じ会計報告をする。また、実行委員会の会計を兼務する。

(4) 書記は、すべての会議の記録をする。

第 11 条 役員の選出方法は、P. T. A. 役員選考委員会規約による。

第六章 組 織

第 12 条 各学校 P. T. A. は必要に応じ、次の組織を置く。

(1) 実行委員会

第 13 条 実行委員会の構成・内容については、第七章によるものとする。

第七章 委 員 会

第 14 条「実行委員会」

実行委員会は、各学校 P. T. A. に関する問題を協議・実行するほか、他の委員会より提案された事項、あるいは提案する事項、その他を協議する。

2. 実行委員会は、各学級より選出された 1 名以上(父母)と、校長より指名された教職員によって構成される。
3. 実行委員長は部会長が兼務する。
4. 副委員長は副部会長が兼務し、「会計」の職を分担する。
5. 教職員の副委員長は校長の指名による。
6. 実行委員及び副委員長は、校長・会長の連名で委嘱する。
7. 文化祭や卒業式等の行事において、個別の委員が必要な場合は、会長・部会長の合意の上、各学校で必要に応じて委員を選出することができる。

第八章 総 会

第 15 条 総会は、各学校 P. T. A. の緊密な連絡のもとに、学院 P. T. A. 会員全員によって構成される最高議決機関であるため、学院 P. T. A. 連絡会・総会規約によるものとする。

第九章 経 理

第 16 条「経費」

P. T. A. の経費は、会費・寄付金・その他をもって支弁する。

第 17 条「会費」

会費は総会で決定した定額を、校納金とともに納入する。ただし、予め院長・校長及び学院 P.T.A. 役員会の了承を必要とする。

2. 経費は会計（学院 P.T.A. 及び部会）が管理する。ただし、業務を横須賀学院に委任することができる。

第 18 条「会計年度」

P.T.A. の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第十章 規約の改廃

第 19 条「規約の改廃」

規約の改廃は、学院長の了解を得て、役員会で行うことができる。

「付 則」

会務の執行上、必要であつて本規約に定められていない事項を補足し、統一をはかるために細則を定める。

横須賀学院 P.T.A. 連絡会及び総会規約

第一章 名称及び事務所

- 第 1 条 横須賀学院 P.T.A. 全体の調和と協力を高め、その活動を円滑にするために、各学校 P.T.A. の連合体を置き、横須賀学院 P.T.A. 連絡会（学院 P.T.A.）と称する。
2. 事務所は、横須賀学院内に置く。

第二章 構 成

- 第 2 条 横須賀学院 P.T.A. 連絡会は、各学校 P.T.A. の正副部会長・会計及び連絡会会計監査並びに学院代表（校務委員）で構成する。

第三章 役 員

- 第 3 条 横須賀学院 P.T.A. 連絡会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名（父母）
 - (2) 副 会 長 4 名（父母 2・教職員 2）
 - (3) 会計監査 2 名（父母 1・教職員 1）
- 第 4 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 5 条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、各学校 P.T.A. の連絡を緊密にし、学院 P.T.A. の円滑な運営をはかる。また、総会を招集し、その議長となる。
 - (2) 副会長は、学院 P.T.A. の「会計」「文化」の職務を分担し、各学校 P.T.A. と緊密な連絡をとり、それを統轄する。
 - (3) 会計監査は、各学校 P.T.A. 及び学院 P.T.A. の会計を監査する。
- 第 6 条 役員の選出方法は P.T.A. 役員選考委員会規約による。

第四章 活 動

- 第 7 条 学院 P.T.A. の活動は次のとおりとする。
- (1) 各学校 P.T.A. 及び学院により要請のあった事項について協議する。
 - (2) 学院全体にわたる P.T.A. 行事及び事業を協議し立案する。
 - (3) 各学校 P.T.A. 相互間の連絡・調整をはかる。
 - (4) 予算の配分と決算の整理を行なう。
 - (5) その他、学院 P.T.A. 全般に関する事項を協議する。

第五章 特 別 委 員 会

- 第 8 条 前条の活動を円滑にするため特別委員会を置く。
2. 特別委員会は、それぞれの活動に関する事項を立案・実行する。

3. 特別委員会の組織は、役員会で決定する。
4. 教職員の委員は校長の指名による。

第六章 会 議

- 第 9 条 学院 P. T. A. の会議は、会長が必要と認めた時及び学院より要請のあった時に開催される。
2. 会議は、会長が招集し、その議長となる。

第七章 顧 問

- 第 10 条 学院 P. T. A. に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、会長が学院 P. T. A. 役員会にはかり委嘱する。

第八章 総 会

- 第 11 条 総会は、学院 P. T. A. 会員全員によって構成されるものとし、学院 P. T. A. の最高議決機関である。
2. 総会は、定時総会と臨時総会とにわけ、会長が招集し、その議長となる。
 3. 定時総会は、毎年 5 月に開催される。
 4. 臨時総会は、各学校実行委員会または学院 P. T. A. 役員会の要請によって開催される。
 5. 総会の日時・議題等は、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。
 6. 総会の定足数は、全会員の 5 分の 1 以上とする。
 7. 委任状は、総会成立のための定足数に算入する。
 8. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決定による。

第 12 条「総会の承認・確認事項」

定時総会には、次の事項を提出し承認・確認を受けなければならない。

- (1) 活動状況の報告
- (2) 収支決算の報告
- (3) 会計監査の報告
- (4) 役員選考委員会の報告及び役員の確認
- (5) 収支予算案の審議
- (6) 規約改正の審議
- (7) その他の必要事項

横須賀学院 P.T.A. 役員選考委員会規約

第 1 条「部会長及び会長の選出」

次年度の各学校 P.T.A. 部会長及び学院 P.T.A. 連絡会会長（学院 P.T.A. 会長とよぶ）を選出するために、各学校実行委員の中から若干名の役員選考委員を選出する。

2. 選考委員会には各校長及び院長より指名されたもの若干名が加わる。
3. 役員選考委員会は、各学校において座長を互選し、審議の上次年度部会長候補者及び会長候補者を年度末の連絡会以前に選出する。
4. 各学校 P.T.A. 部会長候補者は、互選により次年度学院 P.T.A. 会長候補者を選出する。
5. 選考委員会の座長は部会長候補者及び会長候補者を年度末の連絡会で院長に答申する。
6. 院長は答申に基づいて 3 月 31 日までに各校部会長及び会長を指名する。
7. 選考委員は、役員として選任されることを妨げない。
8. 部会長及び会長は院長名で 4 月 1 日付にて委嘱する。

第 2 条「部会役員の選出」（部会長を除く）

副部会長及び会計は、実行委員会との関連により次のとおりとする。

2. 副部会長は、役員会で選考し、P.T.A. 連絡会に報告し了承を得る。
3. 会計は、各校実行委員会の会計が兼務する。
4. 教職員の役員は校長の指名による。

第 3 条「学院 P.T.A. 役員の選出」（会長を除く）

副会長は、学院 P.T.A. 会長以外の部会長が兼任し、それぞれ「会計」「文化」の責任者となる。

2. 会計監査は、会長の推薦により役員会で選出する。
3. 教職員の副会長及び会計監査は、院長の指名による。

横須賀学院 P.T.A. 規約細則

第一章 規約の補足

第 1 条「規約の補足」

この規約の補足は、P.T.A. の会務執行上必要であつて、規約に定められていない事項を補足し、統一をはかるためのものである。

第 2 条「役員の任期及び引継」

役員の任期は1年であるが、定時総会において新役員が承認されるまでは、その職にあるものとする。

部会長及び会長は、4月1日付で委嘱される。引継は、総会時となる。

第 3 条「文書の配布」

会員に配布する文書等については、すべて会長の承認を必要とするが、予め校長の了承をえるものとする。

第 4 条「新入会員」

新入会員は、原則として、その年度の役員には推薦されないものとする。

第 5 条「高校の副部会長の選出」

各コースの実行委員から1名以上の選出が望ましい。

第二章 会員等の慶弔

第 8 条「教職員の長期疾病」

教職員が、1ヶ月以上疾病または負傷により休養を要する場合は、見舞金1万円を贈る。

第 9 条「教職員の死亡」

教職員が死亡した場合は、生花及び弔慰金1万円を贈る。

第 10 条「教職員の家族の死亡」

教職員の家族（配偶者及び1親等に限る）が死亡した場合は、生花及び弔慰金5千円を贈る。

第 11 条「会員及び児童・生徒の死亡」

会員（父母またはこれに代わる保護者）及び児童・生徒が死亡した場合は、生花及び弔慰金1万円を贈る。

兄弟・姉妹が小学校・中学校・高校の各校に在籍の場合も、P.T.A. として1つにする。

尚、学校からの訃報連絡は会長に行い、出席は原則として会長が行う。ただし該当する学校部会長（副会長）が代行しても良い。

第 12 条「教職員の結婚」

教職員が結婚した場合は、祝金1万円または同程度の記念品を贈る。

第 13 条「教職員の退職」

教職員が退職する場合は、餞別金1万円または同程度の記念品を贈る。

第 14 条「金品の贈与」

前2条のほか、教職員に金品を贈ることはできない。ただし、特別の場合に限り役員会にはかり決定する。

第15条 その他、P.T.A.が必要と認めた慶弔は役員会で決定する。

第三章 褒 賞

第16条「児童・生徒の褒賞」

児童・生徒に対する褒賞は、校長の申請にもとづき役員会で決定する。

第17条「会員の褒賞」

会員に対する褒賞は、申請のあった都度、役員会で審議し決定する。

第18条「PTA卒業役員への褒賞」

次の条件を満たすPTA役員には、2月に行われる“PTA連絡会”において表彰し、表彰状と記念品を贈る。

- (1) 子弟が卒業されてPTAから去られる時点で、副実行委員長（連絡会メンバー）以上の役職を担当されている方。
- (2) 小学校・中学校・高等学校を問わず、過去に2年間副実行委員長以上の役職を担当され、卒業時点で実行委員以上を担当されている方。
- (3) 卒業時点では都合により役職をもっていないが、小学校・中学校・高等学校を問わず、過去3年間以上副実行委員長以上の役職を担当された方。
- (4) 都合により小学校を卒業されて他校に出られる方、及び中学校を卒業されて他校に出られる方等も、この規約を準用する。

附 則

- 1 この規約は1999年6月1日より施行する。
- 2 この規約は2017年4月1日から、一部改正し施行する。
- 3 この規約は2018年4月1日から、一部改正、一部追加し施行する。
- 4 この規約は2025年5月17日から、一部改正、一部追加し施行する。